

東邦金属行動指針

(最終更新日: 2019年4月1日)

東邦金属株式会社

取締役社長 小樋 誠二

この東邦金属行動指針は、東邦金属株式会社（以下「当社」といいます。）が、法令および社会規範を遵守するとともに、高い倫理観と社会的良識をもって事業を営むことを目的として、当社の役員および従業員が活動するにあたって守るべきことがらをまとめたものです。

1. コンプライアンスの徹底

当社はコンプライアンスを事業活動の基礎と考えています。法令、条例、社内規定はもちろん、モラル、マナーといった社会規範も遵守し、健全な事業活動を運営していくことが大切です。

2. 優れた機能・品質・安全性を持つ製品・サービスの開発

コンプライアンスが基礎だと言っても、優れた製品・サービスをお客さまに提供できなければ、当社が事業を続けていくことはできません。製品・サービスの改善、新製品・サービスの開発の努力を日々続け、お客さまの満足と信頼を得ることで、社会に必要な不可欠な会社となります。

3. 地球環境の保全

当社製品・サービスの提供が快適な生活を実現することに役立っている一方で、地球環境に影響を与えているのも事実です。未来の社会のために、省エネ活動やリサイクルなど自分にできることから始めていくことが大事です。

4. 情報の管理

個人情報や営業秘密といった情報は、漏えいを起こさないよう、取り扱うにあたって特に注意が必要です。携帯電話やノートパソコンはもちろん、印刷された資料を持ち帰る場合も、紛失、置忘れには十分注意する必要があります。

5. 反社会的勢力との交際の拒否

暴力団その他の反社会的勢力と関係をもつことは、極めて大きな問題があります。交際を持ちかけられても、決してこれに応じてはいけません。

6. 事業活動のグローバル化

当社は材料の輸入や製品の輸出をおこなっており、双方の取引による関係はますます重要なものとなっています。海外のお客さまについては、その文化や慣習を尊重しつつ取引を続けていくことが、互いの発展につながります。

7. もし違反を起こしてしまったとき

ひた隠しにすることなく、包み隠さず打ち明けることが大切です。匿名で常勤監査役・内部監査室長および顧問弁護士に内部通報することもできます。小さな違反が大きな違反に発展するまえに、食い止めることが何よりも大切です。

内部通報・適法性相談受付窓口

- | | |
|-------------|--|
| (1) 電話 | 090-7583-3083 (社内内線携帯 5509) 常勤監査役
090-5898-1189 (社内内線携帯 5397) 内部監査室室長 |
| (2) 電子メール | soudan@tohokinzoku.co.jp |
| (3) 郵送 | 〒541-0051
大阪市中央区備後町 2-4-9
日本精化ビル 2 階
東邦金属株式会社 内部監査室長宛 |
| (4) 電話 (社外) | 06-6585-0757 顧問弁護士 |

※受付時間…月曜日から金曜日の 10 時～12 時、13 時～16 時

但し、祝日並びに年末年始等の休日を除く